法曹養成制度関係閣僚会議の設置について

平成24年8月21日 閣 議 決 定

- 1 法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、内閣に法曹 養成制度関係閣僚会議(以下「閣僚会議」という。)を設置する。
- 2 閣僚会議の構成員は、次のとおりとする。

議 長 内閣官房長官

副議長 法務大臣、文部科学大臣

議員総務大臣、財務大臣、経済産業大臣

- 3 法曹の養成に関する制度の在り方について、学識経験を有する者等の意見を求めるため、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議(以下「検討会議」という。)を置く。
- 4 閣僚会議は、検討会議の意見等を踏まえつつ、平成25年8月2日までに 検討を加えて一定の結論を得るものとする。
- 5 閣僚会議の庶務は、法務省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 6 閣僚会議は、その設置の日から起算して一年を経過する日まで置かれる ものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、閣僚会議及び検討会議の運営に関する事項 その他必要な事項は、議長が定める。